

ご提案

広域避難についてお悩みはないでしょうか？令和6年能登半島地震では、1.5次避難や2次避難として自治体の境界を超える広域的な避難が行われました。災害時に円滑な広域避難を行うためには、平時から避難対象者の把握、移動手段や広域避難先の確保等の調整が必要となります。東日本大震災や令和6年能登半島地震等の過去災害における対応事例に基づき、広域避難の手段検討から計画策定まで、あらゆるフェーズでご支援をいたします。

●●市 広域避難計画

令和●年●月
●●市総務部防災課

広域避難計画作成のステップ

STEP 1

避難対象者の把握

- 広域避難計画の対象となる大規模地震・津波、大規模風水害、火山噴火等の災害リスクを特定し、避難の対象となる地域・人数を算定する。

【要調整事項】

避難行動要支援者の支援者の確保等



STEP 2

広域避難先の確保

- 広域避難の対象となる人数を把握したうえで、他の地方公共団体の避難所や民間ホテルなどの宿泊施設と協定を締結し、広域避難先となる施設を確保する。

【要調整事項】

宿泊施設等への費用の支弁金額



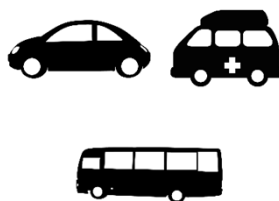
STEP 3

移動手段の確保

- 避難対象者に対してアンケート調査の実施や避難行動要支援名簿（個別避難計画）等を活用し避難手段（自家用車やバス・福祉車両等の別）を把握し、地元のバス協会や福祉関係団体等と調整し必要となる輸送手段を確保する。

【要調整事項】

輸送支援団体との車両運行要領等の取り決め



STEP 4

広域避難先の運営体制の確保

- 広域避難先施設の運営体制について、あらかじめ宿泊事業者や旅行会社、配食事業者等と連携体制を確認し、運営体制を確立する。また併せて避難の長期化に伴う避難先での被災者生活再建に関する対応体制を確認しておく。

【要調整事項】

関係事業者との連携体制の確認

